

(様式第6-3号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

足 利 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 足利市北部地域

(1) 現況

本地域は、本市の東西を流れる渡良瀬川の北部(名草地区、北郷地区)に位置し、北関東自動車道や国道293号線等の交通網に恵まれるとともに、名草川等の河川や森林などの自然環境に恵まれた地域である。小規模な米及び野菜の栽培が盛んであるが、近年、イノシシ等の鳥獣被害及び耕作放棄地の増加、農業の担い手不足が深刻化している。

(2) 目標

(1)を踏まえて、本地域では、法第3条第3項第1号および第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

2. 足利市南部地域

(1) 現況

本地域は、本市の東西を流れる渡良瀬川の南部(山辺地区、御厨地区等)に位置し、関東平野北端に広がる平坦地が中心で、国道50号線、国道293号線等の交通網に恵まれ、住宅や産業基盤が集積している都市的地域と農業が展開する地域である。米麦の二毛作や飼料米の栽培、イチゴやトマト等のハウス栽培が盛んであるが、兼業農家の増加、農業担い手の減少、高齢化等の問題が深刻化している。

(2) 目標

(1)を踏まえて、本地域では、法第3条第3項第1号および第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

3. 足利市東部地域

(1) 現況

本地域は、本市の東西を流れる渡良瀬川の南東部（毛野地区、富田地区）に位置する広大な平坦地および山林や河川等に囲まれた自然環境に恵まれた地域である。米麦の二毛作や飼料米の栽培、イチゴや根菜類等のハウス栽培が盛んであるが、農業の担い手の減少や高齢化、鳥獣被害の問題が深刻化している。

（２）目標

（１）を踏まえて、本地域では、法第３条第３項第１号および第３号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

４． 足利市西部地域

（１）現況

本地域は、本市の東西を流れる渡良瀬川の北西部（三和地区、坂西地区、山前地区）に位置し、広大な森林に囲まれた自然環境に恵まれた地域である。また、松田ダムや松田川等の水源に恵まれており、農業をはじめとした市内産業や市民の生活を潤している。小規模な米及び野菜の栽培が盛んであるが、近年、イノシシ等の鳥獣被害及び耕作放棄地の増加、農業の担い手不足が深刻化している。

（２）目標

（１）を踏まえて、本地域では、法第３条第３項第１号および第３号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

３ 法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事業

番号	実施を推進する区域	実施を推進する事業
１	足利市北部地域	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項３号に掲げる事業
２	足利市南部地域	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項３号に掲げる事業
３	足利市東部地域	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項３号に掲げる事業
４	足利市西部地域	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあつては、これまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、市町村、農業団体等の関係者による推進組織を設立し、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。